

Q&A

#	区分	ご質問・ご要望	回答	
1	改正物効法	荷役作業はトラックが到着してから発車するまでか、荷卸しまたは荷積み開始してから完了までか。	<p>「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」参照</p> <p>荷役時間は検品、荷卸し…などの作業した時間を算入（14ページ参照）</p> <p>「荷主等は、1回の受渡しごとの荷待ち時間等について、原則として目標時間を1時間以内と設定しつつ、業界特性その他の事情によりやむを得ない場合4を除き、2時間を超えないよう荷待ち時間等を短縮するものとする。」（8ページ参照）</p> <p>工場の距離（同じ建物、敷地…）など状況にもよるが、事業者ごとのご判断になることもある。</p>	
		1工場2箇所での荷役作業は、合計で考えるべきか。または1箇所毎の時間で考えるべきか。		
		2025年秋に判断基準に関する調査・公表予定とあるが、具体的な時期はすでに決まっているか。		現時点では秋頃の実施に向けて準備を進めているところであり、明確な時期を示すことができない。
		特定荷主の届出、中長期計画、定期報告書の提出先はどこか。		事業毎の所管大臣宛に提出。各省または各省地方出先機関となる。今後、提出書類などの詳細の留意点を取り纏めた「特定荷主の手引き（名称未定）」を公表予定になるため、そちらでも確認いただきたい。
4		積載率、荷待ち時間等の目標に対しすでに達成している場合、更なる改善の中長期計画を提出する必要はあるか。	改善だけでなく、その状態を維持・継続すること、周囲への波及も考えていただくことなど、事業者毎で可能な範囲で物流効率化に努めていただきたい。	
5	取適法 (改正下請法)	今回の「改正物効法/トラック法」と「改正下請法」との関連や荷主として気を付けるべき共通点はあるか。	各法令に関連性が規定されているわけではなく、それぞれの目的に沿って規定されており、対象となる荷主や取引内容も異なるため、一方が合法であっても他方が違法となるケースもある。各法令に応じた対応を実施いただきたい。	
6		外航海運のコンテナ輸送や航空貨物輸送も改正下請法の対象になるか。	法令上自動車を使用した運送に限っていないが、対象となるか否かは、荷主と運送事業者の関係や荷主の業種によっても異なるため一概には言えません。	
7	適正原価	施行前に締結した運賃については違反行為になるか。施行はいつからか。	詳細についてはこれから検討していくことになる。 交付から3年以内の施行となるため、 28年6月までに施行 となる。	